

石狩市 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター) 協力施設募集のご案内

気候変動適応法の改正に伴い、石狩市では、猛暑時に市民の皆様が一時的に暑さをしのげる場所として開放いただける民間施設(クーリングシェルター)を募集しています。熱中症対策として、地域貢献にご協力いただける施設管理者様のご応募をお待ちしております。

1. クーリングシェルターとは

冷房設備を有し、誰でも休息できる場所として市が指定する施設です。

「熱中症特別警戒情報」の発表有無にかかわらず、夏の期間中、市民の皆様に涼しい空間を提供していただきます。

2. 実施概要

項目	内容
開設期間	毎年7月1日～9月30日
開設日時	各施設の営業時間・営業日の範囲内で設定します。 ※指定にあたり締結する「協定」の中で、無理のない範囲で決定します。
実施内容	指定した場所(ロビーや休憩スペース等)を、市民等が休憩できるよう無料で開放してください。

3. 対象となる施設(応募要件)

以下のすべての条件を満たす、石狩市内の施設が対象です。

【施設環境について】

- 適切な冷房設備があること
※設定温度の規定はありません。通常の空調管理の範囲で運用してください。
- 休憩スペースが確保できること
※既存の椅子やソファ等で構いません。新たに専用の部屋やスペースを作る必要はありません。
※受け入れ人数(座席数)に応じた適切な空間を確保してください。

【運営について】

- 誰でも利用できること
※営業時間中に自由に入出りでき、無料で滞在できる必要があります。
- 周知協力ができること

※クーリングシェルターであることを示すポスターの掲示等、周知にご協力ください。

【欠格事項】

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する施設
- ・公序良俗に反する施設
- ・その他、市が不相当と認める施設

4. 費用・注意事項について

【経費の負担】

クーリングシェルターの開放に伴う光熱費や維持管理費等は、各施設のご負担となります。市からの補助はありませんので、あらかじめご了承ください。

【禁止事項】

利用者に対して、対価（利用料）を求めたり、過度な勧誘・不当な営業行為を行ったりすることはできません。

5. 応募から指定までの流れ

STEP 1：お申し込み

所定の申込書に必要事項を記入し、環境課へメールにてご提出ください（随時受付）。

STEP 2：協議・協定締結

市と施設管理者様の間で、受入可能人数や開放可能日時などを確認し、協定を締結します。

※協定は、申し出がない限り 1 年ごとの自動更新となります。

STEP 3：指定・公表

クーリングシェルターとして指定し、石狩市ホームページ等で施設情報を公表します。

【お申し込み・お問い合わせ先】

石狩市 環境市民部 環境課

住所：〒061-3292 石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2（市役所 3 階）

電話：0133-72-3698

E-mail：k-seisaku@city.ishikari.hokkaido.jp

